

第 5734 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月16日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員に金銭を貸し付ける場合

Q：当社では、会社の資金を役員に貸し付けようと思っています。無利息でも問題ありませんか？

A：年1.8%、または会社の平均調達金利、ひも付き融資の場合はその借入金について支払うべき利率による利息を徴収しなければなりません。

【解説】

会社が、役員に対して金銭を貸し付ける場合、原則的には通常受け取るべき利息を収受しないと給与課税の問題が生じますが、次の場合については例外的に課税関係は生じないこととされています。

- ①災害、疾病等により臨時的に多額の生活資金を要することとなった役員に対し、その資金に充てるために貸し付けた貸付金
- ②①以外の貸付金で、その年における利息の合計額が5,000円以下である貸付金
また、一般的な資金を貸し付けるという場合には、次の利率で計算した利息を徴収しなければなりません。
- ③いわゆるひもつきの貸付金の場合
その借入金について支払うべき利率
- ④③以外の場合
年1.8%
ただし、③、④に満たない利率であっても、会社の平均調達金利など合理的と認められる利率に基づき利息を徴収している場合には、税務上問題にならないとされています。

